	_		1	, 45 A 24 45	1
				本費、会議費)	
				、役務費(通信	
				運搬費)、使用	
				料及び賃借料、	
				委託料(上記に	
				該当するものに	
				限る。)	
	ウ 在宅歯科		1か所当たり	在宅歯科医療連	定額
	医療連携室		8,116 千円	携室整備事業に	
	整備事業	:		必要な給料、賃	
				金、旅費、需用	
				費(消耗品費	
				、印刷製本費	
				、会議費)、	
}				運搬費)、使	
				用料及び賃借料	
	,			、医療機器購入	
				  費、委託料(上	
	5			記に該当するも	
the cy				のに限る。)	
(5) 院内感	_		1地域当たり	院内感染地域支	2分の1
染地域支援				援ネットワーク	
ネットワー			ŕ	相談事業に必要	
ク相談事業				な報償費(医師	
				雇上謝金)、委	
				員等旅費、需用	
				費(消耗品費及	
				び印刷製本費)	
				、使用料及び賃	
				借料(会場借料	
				)、委託料(上	
				記経費に該当す	
				るもの。)	
(6) 地域医	ア 医療連携		   1 か所当たり	医療連携体制推	2分の1
				進事業に必要な	
療対策事	体制推進事		3,110 113	報酬、共済費、	
業	業			賃金、報償費、	
		1		京业、林识县、	

			旅費、需要費	
			(消耗品費、燃	
}			料費、食糧費、	
			印刷製本費、光	
			熱水費)、役務	
			費(通信運搬費	
			手数料、	
			広告料)、委託	
			料、使用料及び	
			賃借料、備品購	
			入費	
イ 医師派遣	_	次により算出された額	医師派遣等推進	2分の1
等推進事業		の合計額	事業を実施する	
			ために必要な次	
			に掲げる経費	
		(1)都道府県(医療対策	(1)都道府県(医	
		協議会)における医師	療対策協議会)	
		派遣調整等経費	における医師派	
		1か所当たり	遣調整等に必要	
		3,000 千円	な賃金、報償費	
			(謝金)、旅費、	
			役務費(通信運	
			搬費)、委託料	
			(上記経費に該	
	II		当するもの。)	
	r			
		(2)派遣先医療機関に	(2)派遣先医療	
		おける派遣医師の受	機関における派	
		入準備等経費	遺医師の受入準	
		受入医師1人当たり	備等に必要な旅	
		150 千円	費、需用費(消	
			耗品費、印刷製	
			本費)、役務費(	
			通信運搬費、損	
			害保険料)、使	
			用料及び賃借料	
			、備品購入費	

1	1
(3)派遣元医療機関に おける医師派遣によ る対価の一部に相当 する額 派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数	(3) 機近よよ医た相師数額 造お算のりり師り当ごを 所に決以算1の額と乗ら で出人経ににじ がないされ月利遣遣得 での での の の の の の の の の の の の の の の の の
	(入院診療収益 +外来診療収益 -(人件費(医療 職)+材料費+ その他の経費)) /医師数(常勤 +非常勤)×1 /12
(4)派遣医師の海外研修等経費 派遣医師 1 人当たり 2,064 千円	(4)海要先等、ちにる日含てう分す購造修金へと関リカも、宿則がよるのと間以の旅泊と開りのと間以の旅泊と間以の図究の必修金でう分す(をしの内と書研しの内と書しの内と書冊

				修費	
(7) 女性医		_	次の(1)及び(2)により	女性医師等就労	2分の1
師等就労			算出された額の合計額	支援事業に必要	
支援事業			とする。	な次に掲げる経	
				費	
			(1) 相談窓口経費	事務局(復職研	
			7,093 千円	修に係る受付・	
				相談窓口)業務	
				に必要な給与費	
				(常勤職員給	
				与費、非常勤	
				職員給与費、法	
				定福利費等)、	
				賃金、報償費	
				(謝金)、旅	
				費、需用費(消	
				耗品費、印刷製	
				本費) 役務費(	
				通信運搬費、雑	
				役務費)、使用	
				料及び賃借料、   備品購入費、図	
				書購入費、委託	
				当時八負、安配料(上記経費に	
	į			該当するもの。	
	İ			以 ヨ ケ る も の 。	
			·	,	
			  (3)病院研修及び就労	病院が行う復	
		,	環境改善経費	職研修及び職	
			1か所当たり	場環境の整備	
			11,938 千円	に必要な給与	
				費、非常勤職員	
į	•			給与費、法定福	
				利費等)、賃金	i
:				、報償費(謝	
				金)、旅費、	
	,			需用費 (消耗品	

			·	費、印刷製本費	
				) 役務費(通信	
				運搬費、雜役務	
				費)、使用料及	
				び賃借料、備品	
				購入費、図書購	
				入費、委託料(	
				上記経費に該当	
				するもの。)	
(8) 産科医	ア 産科医等	_	1分娩当たり	分娩を取り扱う	3分の1
等育成・	確保支援事		10,000円	産科・産婦人科	
確保支援	業			医及び助産師に	
事業				対して、処遇改	
				善を目的として	
				分娩取扱件数に	
				応じて支給され	
				る手当(分娩手)	
				当等)	
	イ 産科医等		研修医1人1月当たり	臨床研修修了後	3分の1
	育成支援事		50,000円	、指導医の下、	
	業			研修カリキュラ	
				ムに基づき産科	
				・産婦人科の研	
				修を受けている	
				者に対して、処	
			:	遇改善を目的と	
				して支給される	
	<u> </u>			手当(研修医手	
				当等)	
(9) 医療提	ア				
供体制設備	(ア) 休日夜	医療機器	(1) 人口 10 万人以上	休日夜間急患セ	3分の1
整備事業	間急患セ	等	の場合	ンターとして必	
	ンター設		1か所当たり	要な医療機器等	
	備整備事		4,200 千円	の備品購入費	
	業		(ただし、医師が常時		
			3人以上勤務するセ		
			ンターについては		
			10,500 千円を限度と		
			する。)		
1	1	I	1	i	, '

I	1			[
		(a) 10 5 F 1 11 L 10		
		(2) 人口 5 万人以上 10		
		万人未満の場合		
		1か所当たり		
		3,150 千円		
		(ただし、医師が常時		
		3人以上勤務するセ		
		ンターについては、		
		7,875 千円を限度と		
		する。)		
(イ) 小児初	医療機器	1か所当たり	小児初期救急セ	3分の1
期救急セ		10,500 千円	ンターとして必	
ンター設	į.		要な医療機器の	
備整備事			備品購入費	
業	Į 			
(ウ) 病院群	医療機器	次の(1)から(3)により	病院群輪番制病	3分の1
輪番制病		算出された額の合計額	院又は共同利用	
院及び共		とする。	型病院として必	
同利用型		(1) 医療機器((2)及び	要な医療機器又	
病院設備		(3)に掲げるものを	  は心臓病及び脳	
整備事業		除く。)	卒中の重症救急	
332 013 7 714		1 か所当たり	患者の治療等に	
			  必要な専用医療	
		·	機器の備品購入	
		がある場合は、	費	
		105,000 千円を限度		
		とする。)		
		器		
		<sup>111</sup>  1か所当たり		
		6,000 千円		
		0,000   13   (3) 脳卒中専用医療機		
		器したまとり		
		1 か所当たり		
	) ## E3 #3	6,000 千円	<b>人香四亚仁壮</b> 罗	
	心電図受	1か所当たり	心電図受信装置の購入费	
61.5	信装置		の購入費	0 // 5 3
(工) 救命救	医療機器	次の(1)から(5)により	救命救急センタ	3分の1

1	算出された額の合計額	ーとして必要なし
į.	とする。	医療機器及び重
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	症熱傷患者用備
	(5)に掲げるものを	品等の備品購入
	(3)(c)(4)(7)(3)(5)(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	費
	が 1 か所当たり	<u> </u>
	244,650 千円	
	(ただし、30 床未満の	
	場合は、1床当たり	
	8,085 千円を減額し	
	、重症熱傷医療を行	
	う場合は、1か所当	
	たり 42,000 千円を	
	加算することができ	
:	る。)	
	(2) 心臟病専用医療機	
	器	
	1か所当たり	
	60,000 千円	
	(3) 脳卒中専用医療機	
	器	
	1か所当たり	
	60,000 千円	
	(4) 小児救急専用医療	
	   機器	
	1か所当たり	
	60,000 千円	
	(5) 重症外傷専用医療	
	機器	
	1 か所当たり	
	60,000 千円	
ドクター	1か所当たり	ドクターカー及
カー	56,068 千円	1
~	00,000 111	に搭載する医療
		機器等の備品購
		入費
7. 季 四 亞	1 か配坐をり	心電図受信装置
心電図受	1か所当たり	
信装置	2,650 千円	以 期 八 貝

急センタ 一設備整 備事業

1	無線装置	1か所当たり	│「救急医療対策	
		1,050 千円	事業実施要綱」	
			の第8により配	
			備するドクター	
	ļ		ヘリとの通信に	
			必要な無線装置	
			の購入費	
(才) 高度救	広範囲熱	1か所当たり	高度救命救急セ	3分の1
命救急セ	傷用医療	84,000 千円	ンターとして必	
ンター設	機器		要な広範囲熱傷	
備整備事	指肢切断	1か所当たり	、指肢切断、急	
業	用医療機	8,155 千円	性中毒等の特殊	
	器		疾病患者用医療	
1	急性中毒	1か所当たり	機器購入費	
	用医療機	30,583 千円		
	器			
(カ) 小児救	医療機器	1か所当たり	小児救急医療拠	3分の1
急医療拠		21,000 千円	点病院として必	
点病院設			要な医療機器の	
備整備事			備品購入費	
業				
(キ) 小児集	医療機器	1か所当たり	小児集中治療室	3分の1
中治療室		11,025 千円	として必要な医	
設備整備			療機器等の備品	
事業			購入費	
イ 小児救急	遠隔医療	(1) 支援側医療機関	遠隔医療の実施	2分の1
遠隔医療設	設備	1か所当たり	に必要なテレパ	
備整備事業		23,934 千円	ソロジー、テレ	
		(2) 依頼側医療機関	ラジオロジー、	
		1か所当たり	テレビ電話等コ	
		ア病院	ンピュータ及び	
		27,835 千円	付属機器等の購	
		イ 診療所	入費	
		22,055 千円		
		(ただし、支援側、依		
		頼側のいずれか一方		
		が他方を含む整備を		
ł		行い、かつ、他方に		

			ı	1
		機器を貸与する場合		
		は、(1)と(2)の合計		
		額とすることができ		
		る。)		
ウ				
(ア) 小児医	医療機器	(1) HEXENION - WENT	3 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /	3分の1
療施設設		400 万人以上の場合	して必要な医療	
備整備事		1か所当たり	機器等(新生児	
業		31,500 千円	集中治療管理室	
		(2) 都道府県人口規模	に必要な医療機	
		400 万人未満の場合	器を含む。)の	
		1か所当たり	備品購入費	
		25, 200 千円		
		((1)及び(2)に新生児		
		集中治療管理室に必		
		要な医療機器を整備		
		する場合にあっては		
		、9,450 千円に新生		
		児集中治療管理病床		
		1床当たり1,575千		
		円をそれぞれ加算し		
i		た額とする。ただし		
		、15,750 千円を限度		
		とする。)		
(イ) 周産期	医療機器	(1) 都道府県人口規模	周産期医療施設	3分の1
医療施設設		400 万人以上の場合	として必要な医	
備整備事業		1か所当たり	療機器等(母体	
		44, 793 千円	・胎児集中治療	
		(2) 都道府県人口規模	管理室に必要な	
		400 万人未満の場合	医療機器を含む	
		1か所当たり	。) の備品購入	
		30,523 千円	費	
1	ドクター	1か所当たり	ドクターカー及	
	カー	30,583 千円	びドクターカー	
			に搭載する医療	
			機器等の備品購	
			入費	
(ウ) 地域療	医療機器	1か所当たり	地域療育支援施	2分の1

- 69 -

P299

育支援施設	Ì	】 3、150 千円×病床数	一設として必要な「	
設備整備事		(※ただし10床分を	医療機器等の備	
業		限度とする)	品購入費	
工共同利用	共同利用	1か所当たり	共同利用施設又	3分の1
施設設備整	高額医療	,, ,	は地域医療支援	
備事業	機器	210,000 11.	病院として必要	
Min 4 M	1/ <b>%</b> BB		な共同利用高額	
			医療機器の購入	
			費	
<del> </del>				<u> </u>
(ア) 基幹災	医療機器	1 か所当たり	基幹災害医療セ	3分の1
害医療セ	等		ンターとして必	
ンター設			要な医療機器等	
備整備事			の備品購入費	
業				
(イ) 地域災	医療機器	1か所当たり	地域災害医療セ	3分の1
害医療セ	等	18,350 千円	ンターとして必	
ンター設			要な医療機器等	
備整備事			の備品購入費	
業				
(ウ) NBC	NBC災	1か所当たり	NBC災害及び	2分の1
災害・テ	害・テロ	32,228 千円	テロ発生時にお	
口対策設	対策用医		ける災害・救急	
備整備事	療機器等		医療提供体制整	
業			備に必要な医療	
			機器等の購入費	
カ がん診療	医療機器	1か所当たり	がん診療施設と	3分の1
施設設備整	等	31,500 千円	して必要ながん	
備事業	ļ	(ただし、1品目の価	の医療機器及び	
		格が、52,500 千円を	臨床検査機器等	
		超えるもので厚生労	の備品購入費	
		働大臣が認めるもの		
		については、31,500		
		千円を超えない範囲		
		で加算することがで		
		きる。)		
キ 医学的リ	医療機器	1か所当たり	医学的リハビリ	3分の1
ハビリテー		10,500 千円	テーション施設	

	,		しして以西お医し	l
ション施設			として必要な医	
設備整備事		1	療機器の備品購	
業	·		入費	2 / 0 1
ク 人工腎臓	人工腎臓	1か所当たり	八里,加州五二	3分の1
装置不足地	装置	(1) 多人数用	購入費	
域設備整備		13,440 千円		
事業		(2) 単身用		
		6,825 千円		
ケ HLA検	医療機器	1か所当たり	組織適合検査に	2分の1
査センター		21,000 千円	必要な備品購入	
設備整備事			費(検査機器、	
業			臓器保存器)	
コ 院内感染	初度設備	病院の医療法上の総許	病院の院内感染	3分の1
対策設備整		可病床数が以下の場合	の拡大防止に必	
↓ ┃ 備事業		1か所当たり	要な自動手指消	
		(1)50 床未満	毒器の購入費	
		1,019千円		
		(2)50床以上100床未満		
		1,325 千円		
		(3)100床以上200床未満		
		2,141 千円		
		(4)200 床以上300 床未満		
		3,262 千円		
		(5)300 床以上		
		4,383 千円	4	
サ 環境調整	検査機器	1か所当たり	環境調整室に必	3分の1
室設備整備		37,000 千円	要な検査機器(	
事業			化学物質注入装	
			置、化学物質分	
1			析装置、近赤外	
			線ヘモグロビン	
			酸素濃度測定器	
			) の備品購入費	
シ 看護師等	初度設備	1か所当たり	標本、模型及び	2分の1
養成所初度	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		教育用機械器具	
設備整備事		(ただし、助産師養成		
業		所にあっては、21,735		
		千円とする。)		
		1 . 1 . 2 / 2 0 /	<u> </u>	

ス 理学療法	初度設備	1 か所当たり	標本、模型及び	2分の1
士等養成所			教育用機械器具	
初度設備整		  (ただし、理学療法士	の購入費	
備事業		↓ │ 又は作業療法士どち		
		   らか一方を整備する		
		場合にあっては、		
		7,087 千円とする。)		'
セ 看護師等	教育環境	1か所当たり	看護師等養成所	2分の1
養成所教育	改善設備	2,650 千円	の在宅看護実習	
環境改善設			室に必要な備品	,
備整備事業			購入費	
ソ 歯科衛生	初度設備	1か所当たり	標本、模型及	2分の1
士養成所初		11,000 千円	び教育用機械	
度設備整備			器具の購入費	
事業				
タ 内視鏡訓	手術台等	1か所当たり	内視鏡手術の研	2分の1
練施設設備		210,000 千円	修に必要な手術	
整備事業			台、麻酔器、無	
			影燈、スコープ	
			、光源装置等の	i
			購入費	
チ 院内助産	医療機器	1か所当たり	院内助産所・助	3分の1
所・助産師	等	3,811 千円	産師外来開設の	
外来設備整			ための設備整備	
備事業			として必要な医	
			療機器等の備品	
			購入費	
ツ 医療機関	マイクロ	1台当たり	医療機関の所在	3分の1
アクセス支	バス	2,701 千円	する地域へ運行	
援車整備事			されるマイクロ	
業			バスの購入費	
	ワゴン車	1台当たり	医療機関の所在	
	等	1,407 千円	する地域へ運行	
			されるワゴン車	
			等の購入費	
テ在宅歯科	初度設備	1か所当たり	在宅歯科診療に	3分の1
診療設備整		3,638 千円	必要な医療機器	
備事業			等の備品購入費	

表 3		ent stee	. Fr. W
1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
1) 救急医療対策事業	イ 小児初期救急センター運営事	3分の2	2分の1
	業		
	工 共同利用型病院運営事業		
	オ		
	(7)小児救急医療支援事業		
	キ 管制塔機能を担う救急医療機		
	関等運営事業		
	ク ヘリコプター等添乗医師等確		
	保事業		
	ケ 受入困難事案患者受入医療機		
	関支援事業		
	シ 救命救急センター運営事業		
(3) 看護職員確保対策	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
事業			
(9)医療提供体制設	P	3分の2	2分の1
備整備事業	(ア) 休日夜間急患センター設備整		
	備事業		
	(イ) 小児初期救急センター設備整		
	備事業		
	(エ) 救命救急センター設備整備事		
	業		
	(オ) 高度救命救急センター設備整		
	備事業		
	(カ) 小児救急医療拠点病院設備整		
	備事業		
	(キ) 小児集中治療室設備整備事業		
	ウ		
	(ア) 小児医療施設設備整備事業		
	(イ) 周産期医療施設設備整備事業		
	工 共同利用施設設備整備事業		
	オ		
	(ア) 基幹災害医療センター設備整		

備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整 備事業 コ 院内感染対策設備整備事業		
チ 院内助産所・助産師外来設備整 備事業 ツ 医療機関アクセス支援車整備事		
業 テ 在宅歯科診療設備整備事業 イ 小児救急遠隔医療設備整備事 業	4分の3	3分の2

## 別表4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事	ア 小児救急電話相談事業	A 救急医療等対策(
業	イ 小児初期救急センター運営事業	運営費)
	ウ 小児救急地域医師研修事業	
	工 共同利用型病院運営事業	
	才 小児救急医療体制整備事業	
	(ア)小児救急医療支援事業	
	(イ)小児救急医療拠点病院運営事業	,
	キ 管制塔機能を担う救急医療機関等	
	運営事業	
	ク ヘリコプター等添乗医師等確保事	
	業	
	ケ 受入困難事案患者受入医療機関支	
	援事業	
	サ 救急医療専門領域医師研修事業	
	シ 救命救急センター運営事業	
	ス 小児救命救急センター運営事業	
	セ ドクターヘリ導入促進事業	
	ソ 救急救命士病院実習受入促進事業	
	夕 小児集中治療室医療従事者研修事	
	業	
	チ 救急勤務医支援事業	
	ツ 自動体外式除細動器(AED)の	

	1	ı
	普及啓発事業	
	テ 救急医療情報センター (広域災害	
	・救急医療情報システム)運営事業	
	ト 救急患者受入コーディネーター事	
	業	
	ナ 救急患者退院コーディネーター事	
	業	
(2) 周産期医療対策事	ア 周産期医療対策事業	
業等	イ 周産期母子医療センター運営事	
	業	
	ウ 新生児医療担当医確保支援事業	
	エ NICU等長期入院児支援事業	
	(ア) 地域療育支援施設運営事業	
	(イ) 日中一時支援事業	
(3) 看護職員確保対	ア 看護職員資質向上推進事業	B 看護職員等確保対
策事業	イ 新人看護職員研修事業	策 (運営費)
710 710	  ウ 病院内保育所運営事業	
	工 看護職員確保対策特別事業	
	才   訪問看護推進事業	
	  カ 外国人看護師候補者就労研修支援	
	事業	
	キ 短時間正規雇用等看護職員の多様	
	   な勤務形態導入支援事業	
(4) 歯科保健医療対策	ア 8020運動推進特別事業	
事業	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事	
	業	
	ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	
(5) 院内感染地域支援		C 地域医療確保等対
ネットワーク相談事		策 (運営費)
業		
(6) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	
(0) 地域区原对水事系	イ 医師派遣等推進事業	
(7) 女性医師等就労		1
支援事業		
	ア産科医等確保支援事業	_
(8)産科医等育成・確		
保支援事業 (2) 医病提供体制剂		D 地域医療確保等対
(9) 医療提供体制設	ア (マ) 休日 布朗 角 忠 センター 設 備 軟 備 事	策 (設備費)
備整備事業	(ア) 休日夜間急患センター設備整備事	水(以畑貝/

- (イ) 小児初期救急センター設備整備事
- (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型 病院設備整備事業
- (エ) 救命救急センター設備整備事業
- (オ) 高度救命救急センター設備整備事
- (力) 小児救急医療拠点病院設備整備事
- (キ) 小児集中治療室設備整備事業
- イ 小児救急遠隔医療設備整備事業
- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業
- 工 共同利用施設設備整備事業

才

- (ア) 基幹災害医療センター設備整備事 業
- (イ) 地域災害医療センター設備整備事
- (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事
- カ がん診療施設設備整備事業
- キ 医学的リハビリテーション施設設 備整備事業
- ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事
- ケ HLA検査センター設備整備事業
- コ 院内感染対策設備整備事業
- サ 環境調整室設備整備事業
- チ 院内助産所・助産師外来設備整備 事業
- ツ 医療機関アクセス支援車整備事業
- テ 在宅歯科診療設備整備事業
- シ 看護師等養成所初度設備整備事業 | E 看護職員等確保対

ス 理学療法士等養成所初度設備整備	策 (設備費)
事業	
セ 看護師等養成所教育環境改善設備	
整備事業	
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事	
業	
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	

別表 5 都道府県の優先順位に係る評価事項 (100点)

項 目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とす
,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	る。
	100/(事業数-1)
	×(事業数-順位)
	なお、事業数が1の場合は、100
	点とする。

# 別表6 医療機関に係る評価事項(35点)

区 分 当			L 147
	該事業を行う医療機関の医療計		点数
画	における位置付け		
(1)がん 専	門的な診療機能	ア	圏域内で初めて整備:20点
		1	ア以外:15点
7	の他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		1	ア以外:10点
(2) 脳卒中 救	急医療の機能	ア	圏域内で初めて整備:20点
		1	ア以外:15点
7	の他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		イ	ア以外:10点
(3)急性心筋梗 救	急医療の機能	ア	圏域内で初めて整備:20点
塞		1_	ア以外:15点
7	の他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		イ	ア以外:10点
(4)糖尿病 各	- 医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		1	ア以外:10点
(5) 救急医療 第	三次救急医療の機能又は第二次	ア	圏域内で初めて整備:20点
枚	(急医療の機能	イ	ア以外:15点
7	の他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		1	ア以外:10点

(6)災害時にお	災害拠点病院としての機能	ア	圏域内で初めて整備:20点
ける医療		1	ア以外:15点
	その他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		1_	ア以外:10点
(7) へき地の医	へき地診療の支援医療の機能	ア	圏域内で初めて整備:20点
療		1	ア以外:15点
	その他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		1	ア以外:10点
(8)周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産	ア	圏域内で初めて整備:20点
	期医療の機能又は正常分娩の機能	1	ア以外:15点
	その他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		1	ア以外:10点
(9)小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初	ア	圏域内で初めて整備:20点
	期小児救急医療の機能	1	ア以外:15点
	その他の医療機能	ア	圏域内で初めて整備:15点
		イ	ア以外:10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める	ア	圏域内で初めて整備:15点
	医療の機能	1	ア以外:10点
	区 分		点数
(11) 前年度におけ	る都道府県医療対策協議会の派遣	ア	3人以上:10点
要請に基づく医	師派遣の実績	1	1人以上3人未満:5点
(12) 前年度におけ	る都道府県医療対策協議会以外の	1 /	人以上: 5点
都道府県の機関	1、委員会等の派遣要請に基づく医		İ
師派遣の実績			

(注1)区分(1)~(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2)区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療
への取組状況 (5点)	連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする
	(各項目1点)。
	(1)地域医療連携パスの作成
	(2) IT等の活用による住民への情報提供
	(3) IT等の活用による診療連携体制の構築
	(4) 医療従事者向けの研修会の実施
	(5) その他
都道府県医療対策協議会による医	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数

師派遣人数 (5点)	に応じて以下の点数とする。
	(1) 20人以上:5点
	(2) 10人以上20人未満:2点
都道府県における医師確保対策取	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の
組等 (医師派遣を除く。)(5点)	取組等のうち以下に該当する数を点数とする(各項目1
	点)。
	(1) 大学医学部における地域枠を設定
	(2) 医学部学生等への修学資金支援を実施
	(3) ドクターバンクを設置
	(4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携
	強化病院を設置
	(5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府
	県定着率が80%以上

# (交付基礎額の下限)

7 交付の決定において4の(9)の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付(算定)基礎額の対象としないものとする。

# 別表 8

	2	下限額
-設備整備事業	1品につき	3 3 千円
-設備整備事業	1品につき	3 3 千円
×共同利用型病院	1品につき	100千円
景に限る。)		
<b>i</b> 整備事業(医療	1品につき	100千円
-設備整備事業	1品につき	100千円
完設備整備事業	主品につき	100千円
<b>Ě備事業</b>	1品につき	100千円
<b>事業</b>	1品につき	100千円
<b>è備事業(医療機</b>	1品につき	100千円
<b></b> 「 「 大 に に に に に に に に に に に に に	1品につき	100千円
Ė	1品につき 1,	000千円
一設備整備事業	1か所につき	100千円
一設備整備事業	1か所につき	100千円
· ·	1品につき	100千円
	一段 は を は を は を は を は を は を は を は を は を は	- 設備整備事業 1 品につつき 1 品につつき 1 品につつき 1 品につつき 2 ま 2

キ	医学的リハビリテーション施設設備整備事	1品につき	3 3 千円
業		-	
ク	人工腎臟装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ	HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ	院内感染対策設備整備事業	1品につき	3 3 千円
サ	環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
シ	看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
		(ただし、助産	産師養成所にあっては
		、1品につき	10千円)
ス	理学療法士等養成所初度設備整備事業	、1品につき 1品につき	10千円) 50千円
スセ	理学療法士等養成所初度設備整備事業 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業		
		1品につき	50千円
セ	看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1品につき 1か所につき	50千円 150千円
セ	看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1品につき 1か所につき	50千円 150千円
セソ	看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき 1か所につき 1品につき	50千円 150千円 50千円

### (統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種 目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調 整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は 施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知 事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するもの とする。

- (1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。
- (2) 事業者に配分する統合補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

### (交付の条件)

- 9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 都道府県又は広域連合が交付対象事業を実施する場合 ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けなけ

ればならない。(それぞれの事業の30%以内の変更(ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。)は除く。)

- イ 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大 臣の承認を受けなければならない。
- ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けな ければならない。
- エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後 においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を 図らなければならない。
- キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 6 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速 やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 都道府県又は広域連合が交付対象事業(市町村が補助する事業を除く。) に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金(以下「間接補助金」という。) を交付する場合
  - ア (1)のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件
  - イ 都道府県又は広域連合は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合

には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者(以下「間接補助事業者」という。)に交付しなければならない。

- ウ 都道府県又は広域連合は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に 対し、次の条件を付さなければならない。
- (ア) 都道府県又は広域連合から間接補助金の交付を受けて行われる事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けなければならない。
- (イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「広域連合の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「広域連合」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円 (民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に 係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によ り厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は広域連合 の長の承認を受けないで統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交 換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る 収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類 を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃 止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年 間保管しておかなければならない。
- (カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速 やかに都道府県知事又は広域連合の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部( 又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず 、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合 は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は広域連合の長に報告があった場合には、当該消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は広域連合に納付させることがある。

- (キ)公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算 書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。
- (3) 都道府県が交付対象事業(市町村が補助する事業に限る。)に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。
  - ア (1)のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

t

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生 労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補 助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとす る。

- イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金(市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。)に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者(市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。)に交付しなければならない。
- ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の 条件を付さなければならない。
- (ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

- (ウ) (2) のウの(ウ)、(オ) から(キ) に掲げる条件
  - この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
- エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじ め都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金 に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった

場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- (4) (2) 及び(3) により付した条件に基づき都道府県知事又は広域連合の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速や かに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

### (変更申請手続)

11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10 又は11 による申請書が到達した日から起算して原則として2 月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

#### (統合補助金の概算払)

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

#### (実績報告)

14 都道府県知事又は広域連合の長は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

### (統合補助金の返還)

15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

## (その他)

16 特別の事情により6、10、11及び14に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

#### (別添1)

# 診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区分	対象時間及び最低診療時間		
休日			
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの		
休日B			
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1		
	時から午後6時まで診療を行うもの		
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの		

### (注) 休日の取扱い

### ①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める祝日 及び休日並びに年末年始の日(12月29日から1月3日まで)

### ②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日(12月29日から1月3日まで)を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

# 救命救急センターの評価基準

1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。 また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知 「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」 〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階(A、B、C)に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。
  - (1) 充実段階Aは、100%
  - (2) 充実段階Bは、 90%
  - (3) 充実段階Cは、 80%

#### (別添3)

# 保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりである。

種	別	保育児童
A型	持例	1人
A	型	4人
В	型	10人
B型:	持例	18人

表1 上限人数

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期 余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額(医 療提供体制推進事業費補助金交付前の額)で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費=保育士等の数×標準人件費+その他の経費

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日(土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入する。)とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

- (2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の 人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。
  - ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。
- (3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

- ○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数 2.6人
- ○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費 年額3,186,000円
- 3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

#### (別添4)

◎ 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

#### 一抜粋一

#### (組合の種類及び設置)

- 第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び 役場事務組合とする。
- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同 処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務 大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けるこ とができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関 の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同 時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しな ければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、 その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けること ができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全 部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。